

社 会 福 祉 法 人 天 寿 会

介護老人保健施設ホットスプリング美原

指 定 通 所 リ ハ ビ リ テ ー シ ョ ン 事 業

運 営 規 程

（総 則）

第 1 条 社会福祉法人天寿会介護老人保健施設ホットスプリング美原指定通所リハビリテーションの運営管理については、法令の定めるもののほか、この規程に定めるところによる。

（事業の目的）

第 2 条 社会福祉法人 天寿会が設置する介護老人保健施設ホットスプリング美原（以下「事業所」という。）において実施する指定居宅サービスにおける指定通所リハビリテーション（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、事業所の医師、理学（作業）療法士、看護婦（士）等の看護職員、介護職員（以下「通所リハビリテーション従事者」という。）が、要介護状態の利用者の人権を擁護し、適切な通所リハビリテーションを提供することを目的とする。

（運営の方針）

第 3 条 この事業所が実施する事業は、利用者の人権擁護を基本として、要介護状態等となった場合においても、心身の特性を踏まえて、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に自立した日常生活を営むことが出来るよう、さらに利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びにその家族の身体的、精神的負担の軽減を図るために、必要な日常生活上の世話及び機能訓練等の介護その他必要な援助を行う。また、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場立ったサービスの提供に努めるものとする。

2. 事業をスムーズに運営するために、施設内での苦情・意見を聴取するための投書箱の設置並びに施設内に独自のオンブズマン「苦情調査員」制度を導入して、利用者・家族に開かれた施設としての運営に努める。

また、介護保険制度下において規定されている身体的不拘束について、さらに一歩進めて「NO身体的拘束」の実施に努める。

さらに、職員の資質向上のため、施設内において処遇・接遇等について独自の研修計画を策定・実施し、人権問題についても積極的に研修を行い、より快適な療養生活を提供し、利用者本位のサービスの提供に努める。

3. 事業の実施に当たっては、利用者の所在する市町村、居宅介護支援事業所、在宅介護支援センター、他の居宅サービス事業者、保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者と連携に努めるものとする。

4. 前2項のほか、「堺市介護保険事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成25年4月1日施行）」に定める内容を遵守し、事業を実施するものとする。

（事業所の名称等）

第4条 事業を行う事業所の名称及び所在地等は、次のとおりとする。

- | | | | | | | | | | | |
|-----|---|---|--------------------|------------------|---|---|---|---|---|------------|
| (1) | 名 | 称 | 介護老人保健施設ホットスプリング美原 | | | | | | | |
| (2) | 開 | 設 | 年 月 日 | 平成8年12月17日 | | | | | | |
| (3) | 所 | 在 | 地 | 大阪府堺市美原区菅生903番地3 | | | | | | |
| (4) | 電 | 話 | 番 号 | 072-363-2777 | | | | | | |
| (5) | 開 | 設 | 者 | 網田 隆次 | | | | | | |
| (6) | 介 | 護 | 保 | 険 | 事 | 業 | 所 | 番 | 号 | 2750180156 |

（従業者の職種、人員及び職務内容）

第5条 この事業所における職員の職種、人員数及び職務の内容は次のとおりとする。

1. 管理者1名（常勤管理）

管理者は、従業者及び業務の実施状況の把握その他業務の管理を一元的に行うとともに、法令等において規定されている指定通所リハビリテーションの実施に関し、事業所の従業者に対して遵守すべき事項についての指揮命令を行う。

2. 通所リハビリテーション従事者

- | | | | | | | | | | | |
|-----|---|---|---------|---|-------|----------|---|---|---|----------|
| (1) | 医 | 師 | 1 名（兼務） | | | | | | | |
| (2) | 支 | 援 | 相 | 談 | 員 | 0. 4 名以上 | | | | |
| (3) | 理 | 学 | （ | 作 | 業 | ） | 療 | 法 | 士 | 0. 4 名以上 |
| (4) | 介 | 護 | 職 | 員 | 5 名以上 | | | | | |
| (5) | 看 | 護 | 職 | 員 | 1 名以上 | | | | | |

通所リハビリテーション従事者は、指定通所リハビリテーションの業務に当たる。

支援相談員は、事業所に対する指定通所リハビリテーションの利用の申し込みに係わる調整、他の通所リハビリテーション従事者に対する相談助言及び技術指導を行い、また、他の従事者と協力して通所リハビリテーション計画の作成等を行う。

理学（作業）療法士は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練指導、助言を行う。

（営業日及び営業時間）

第6条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- | | | | | | | | | | |
|-----|---|---|---|--|------------------------|---|---|---|------------------------|
| (1) | 営 | 業 | 日 | 年末年始（12月31日及び1月1・2・3日）を除く、月曜日から土曜日までとする。 | | | | | |
| (2) | 営 | 業 | 時 | 間 | 午前9時00分から午後5時30分までとする。 | | | | |
| (3) | サ | ー | ビ | ス | 提 | 供 | 時 | 間 | 午前9時00分から午後4時30分までとする。 |

（指定通所リハビリテーションの利用定員）

第7条 事業所の利用定員は、1日40名とする。なお当該事業と一体的に指定介護予防通所リハビリテーションの事業を実施する場合は、両事業の利用者数の合計が、当該定員を超えない範囲で実施することができるものとする。

ただし、災害その他やむを得ない事情がある場合はこの限りではない。

(指定通所リハビリテーションの内容)

第8条 指定通所リハビリテーションの内容は次に掲げるもののうち必要と認められるサービスを行うものとする。

- (1) 通所リハビリテーション計画の立案
- (2) 入浴サービス
- (3) 給食サービス
- (4) 生活指導（相談・援助等）レクリエーション
- (5) 機能訓練
- (6) 健康チェック
- (7) 送迎

(利用料等)

第9条 指定通所リハビリテーションを提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準（告示上の報酬額）によるものとし、当該指定通所リハビリテーションが法定代理受領サービスであるときは、その1割または2割または3割の支払いを受けるものとする。

2. 法定代理受領以外の利用料については、厚生労働大臣が定める基準（告示上の報酬額）の額とする。

3. 本事業所は、前2項の支払いを受ける額のほか、次に掲げる費用の額の支払いを受ける。

- | | | | | | |
|---|-------------|---------|----------|----------|-------|
| 一 | 食事の提供に要する費用 | 昼食 | 620円/日 | | |
| 二 | おむつ代 | 紙おむつ | 100円/枚 | フラット・パット | 30円/枚 |
| 三 | 理美容代 | カット | 2,000円/回 | | |
| | | カット+顔剃り | 2,600円/回 | | |
| | | 毛染め | 4,300円/回 | | |
| | | パーマ+カット | 6,500円/回 | | |

4. その他、指定通所リハビリテーションにおいて提供される便宜のうち、日常生活において

でも通常必要となるものに係わる費用について、別表のとおりとする。

5. 本事業所は、第3項各号及び第4項に定める利用料について、経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、利用者に対して変更を行う日の1か月前までに説明を行い、当該利用料を相当額に変更する。

6. 利用料等の支払いを受けたときは、利用料とその他の利用料（個別の費用ごとに区分）について記載した領収書を交付する。

7. サービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、利用料並びにその他の利用料の内容及び金額に関し事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けるとする。

8. 法定代理受領サービスに該当しない指定通所リハビリテーションに係わる利用料の支払いを受けた場合は、提供した指定通所リハビリテーションの内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付する。

(通常の事業の実施地域)

第 10 条 通常の事業の実施地域は、堺市・松原市・羽曳野市・富田林市・大阪狭山市・太子町・河南町・千早赤坂村とする。

(身体の拘束等)

第 11 条 本事業所は、原則として利用者に対し身体拘束を廃止する。但し、当該入所者または他の入所者等の生命または身体を保護するため等緊急やむを得なく身体拘束を行う場合、当施設の医師がその様態及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を診療録に記載する。

(虐待の防止)

第 12 条 本事業所は、利用者に対し虐待を行わないための対策を講じます。施設内において従事者に対する虐待防止について独自の研修計画を策定・実施し啓発・普及するとともに、苦情解決体制の整備等を行い、利用者の意思及び人格を尊重し、利用者の立場立ったサービスの提供に努める。

(衛生管理等)

第 13 条 利用者が使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療器具の管理を適性に行うものとする。

2. この指定通所リハビリテーション事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるものとする。

(サービスの利用に当たっての留意事項)

第 14 条 利用者は指定通所リハビリテーションの提供を受けえる際には、医師の診断や日常生活の留意事項、利用当日の健康状態等を職員に連絡し、心身の状況に応じたサービスの提供を受けるよう留意する。

(緊急時における対応方法)

第 15 条 指定通所リハビリテーションの提供を行っているときに利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告する。主治医への連絡が困難な場合は、緊急搬送等の必要な措置を講じるものとする。

2. 利用者に対する指定通所リハビリテーションの提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡するとともに、必要な措置を講ずるものとする。
3. 利用者に対する指定通所リハビリテーションの提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

(非常災害対策)

第 16 条 非常災害に備えて、消防計画、風水害、地震等に対処する計画を作成し、防火管理者、又は火気・消防等についての責任者を定め、年 2 回定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。（内 1 回は夜間想定とする）

（苦情処理）

第 17 条 指定通所リハビリテーションの提供に係る利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、必要な措置を講ずるものとする。

2. 本事業所は、提供した指定通所リハビリテーションの提供に関し、法第 23 条の規定により市町村が行う質問若しくは照会に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村からの指導又は助言を受けた場合は、当該指導に従って必要な改善を行うものとする。
3. 本事業所は、提供した指定通所リハビリテーションの提供に関して国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会の指導又は助言を受けた場合は、当該指導に従って必要な改善を行うものとする。

（その他運営に関する留意事項）

第 18 条 本事業所は、職員の資質向上のために研修の機会を次のとおり設けるものとし、又は、業務の執行体制についても検証、整備する。

- （1） 採用時研修 採用後 1 ヶ月以内
- （2） 継続研修 年 3 回
2. 職員は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
3. 職員であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
4. 本事業所は、指定通所リハビリテーションに関する記録を整備し、指定通所リハビリテーションのサービスを提供した日から 5 年間保存するものとする。
5. この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は社会福祉法人天寿会と当事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成12年 4月 1日から施行する。
この規程は、平成13年 1月 1日から施行する。
この規程は、平成13年 7月 3日から施行する。
この規程は、平成15年 4月 1日から施行する。
この規程は、平成16年 4月 1日から施行する。
この規程は、平成17年 2月 1日から施行する。
この規程は、平成17年10月 1日から施行する。
この規程は、平成18年 4月 1日から施行する。
この規程は、平成18年 8月 1日から施行する。
この規程は、平成18年12月25日から施行する。
この規程は、平成20年 3月31日から施行する。
この規程は、平成25年 2月 1日から施行する。
この規程は、平成25年 4月 1日から施行する。
この規程は、平成29年 2月 1日から施行する。
この規程は、平成30年 8月 1日から施行する。
この規程は、令和 1年10月 1日から施行する。
この規程は、令和 2年 1月 1日から施行する。
この規程は、令和 3年 4月 1日から施行する。
この規程は、令和 5年 1月 1日から施行する。

(別 表)

(通所リハビリテーション)

日常生活においても通常必要となるものに係る費用等について

- ・日用品費 1 5 0 円 (※注 1)
- ・教養娯楽費 1 0 0 円 (※注 2)
- ・文書料 1, 1 0 0 円 (1 通当たり) (※注 3)

(注 1) 日用品費 内訳 (タオル・シャンプー・石鹸・歯ブラシ・ティッシュペーパー等)

(注 2) 教養娯楽費 内訳 (クラブ活動、レクリエーションの教材費・折り紙・色画用紙・クレ
パス等・新聞・雑誌等の購入費用等)

(注 3) 消費税課税対象のため消費税含み金額